伊丹市公金の管理に関する指針

（趣旨）

1. この指針は，預金保険法（昭和４６年法律第３４号）の改正による

ペイオフの凍結解除に伴い，伊丹市の公金の保護方策に関して必要な事項を

定めるものとする。

（基本方針）

1. 公金の保護策としては，預金債権と借入金（伊丹市の借入金（証書借

入方式による地方債に限る。以下同じ。）をいう。）債務の相殺を基本とする。

ただし，会計管理者が有利性の確保その他特別の理由があると認めた場合は，

市長と協議の上，預金債権と借入金債務の相殺枠を超えて運用することがで

きるものとする。

（公金の種類）

第３条 この指針において，公金とは，次に掲げるものをいう。

（１） 歳計現金・歳入歳出外現金（以下「歳計現金等」という。）

（２） 基金に属する現金（以下「基金」という。）

（３） 制度融資に係る預託金（以下「預託金」という。）

（公金の管理）

第４条 歳計現金等は，会計管理者が次の方法で管理する。

1. 歳計現金等のうち支払準備金は，原則として，指定金融機関の会計管理

者口座のうち決済用預金口座で保管する。ただし，第６条第１項に定める

預金限度額を超過する恐れがない場合は，指定金融機関の会計管理者口座

のうち普通預金口座で保管できるものとする。

1. 歳計現金等のうち支払準備金に支障のない余剰資金は，会計管理者が別

に定める基準により最も確実かつ有利な方法で運用する。

２　基金は，保管の区分を一括し，基金管理者（財政基盤部長が必要と認めるときは，財政基盤部長）が前項第２号の基準に準じて運用する。

３　預託金は，市長が指定する金融機関の定期預金口座に預託する。ただし，

借入金債務がない金融機関（預託額が１，０００万円以下の金融機関及び預

金保険対象外金融機関を除く。）については，決済用預金口座に預託するもの

とする。

（地方公営企業の公金預金の管理）

第５条 地方公営企業の公金（以下「公営企業の公金」という。）は，保険事故

が生じた場合には，伊丹市名義として扱われるため公営企業の公金管理者は，

本指針に準じて管理を行うものとする。

（預金の預入限度額）

第６条 伊丹市の公金及び公営企業の公金（以下「すべての公金」という。）を

預金として預ける場合の預入額は，金融機関ごとに，伊丹市及び公営企業の

借入金残高の合計額を限度とする。ただし，基金及び預託金の預入額がある

場合は，合計額からその金額を差し引いた金額とする。

２　第２条ただし書の規定により運用する預金の預入限度額は，すべての公金

　を含めて５億円とする。

（預金の預入期間）

第７条 原則として，概ね，１週間以上とする。

（委員会の設置）

第８条 すべての公金を最も確実かつ有利な方法で管理するにあたって，関係

部局との連携を密にして，すべての公金の管理状況を調整するとともに，

すべての公金の管理方策等を調査・研究するため，伊丹市公金管理委員会を

設置する。

２ 委員会の組織及び運営は，市長が別に定める。

（その他）

第９条 この指針に定めるもののほか，公金の管理に関し必要な事項は，市長

が定める。

附 則

この指針は，平成１４年 ４月 １日から施行する。

附 則（平成 17年 4 月 1 日一部改正）

この指針は，平成１７年 ４月 １日から施行する。

附 則（平成 20年 2 月14 日一部改正）

この指針は，平成２０年２月１４日から施行する。

附 則（平成 26年12月 1 日一部改正）

この指針は，平成２６年１２月 １日から施行する。

　附　則（平成 30年 3 月 9 日一部改正）

この指針は，平成３０年 ３月 ９日から施行する。